

調停離婚が成立した方へ

調停離婚は調停成立の日が離婚の日になりますが、そのままでは戸籍には記載されませんので、市区町村役場（以下「区役所等」といいます。）において、以下の手続をする必要があります。なお、届出に関する詳細な点は、区役所等の戸籍担当部署にお問い合わせください。

1 離婚の届出

調停成立の日から10日以内（調停成立の日を1日目と数える）に、区役所等に、調停調書謄本（戸籍記載事項以外の項目が省略されたものでも可）を添付して離婚届を提出してください。

申立人に届出をする義務があります。また、申立人が届出期間内に離婚の届出をしない場合には、相手方からも離婚の届出をすることができます。なお、調停条項に「相手方の申出により、本日、調停離婚する。」と記載された場合には、相手方からも届出ができます。

※ 離婚届には、他方当事者の署名押印や証人の記載は不要です。

※ 正当な理由なく期間内に届出をしないときは、届出義務者が過料の制裁を受けることがあります。

2 離婚後の氏（戸籍）について

婚姻時に氏（姓）を改めた方は、原則として、離婚によって婚姻前の氏（旧姓）に戻ります。戸籍についても、婚姻前の戸籍に戻ることになりますが、自分が筆頭者の戸籍を作ることでもあります。

現在の氏（姓）を継続して称したい方は、その旨を届け出てください（戸籍法77条の2）。なお、この届出は、離婚した日（調停成立の日）から3か月以内に行ってください（離婚の届出と同時でも可能）。この届出をした場合、自分が筆頭者の新たな戸籍が作られます。

ただし、上記届出により婚姻中の氏を称してしまうと、婚姻前の氏に戻すには、改めて住所地の家庭裁判所で「氏の変更」の許可を受ける必要がありますので（許可されないこともあります。）、氏を選択する場合には、将来のことも考えて、慎重に手続をしてください。

3 離婚後の子どもの戸籍の移動について

子どもの戸籍は、親権者がどちらか一方となるか、双方となるかにかかわらず、離婚時の筆頭者の戸籍に残ります。

（例）戸籍の筆頭者が夫の場合、妻のみが親権者となった時でも、子どもは夫の戸籍に残ることになります。

筆頭者でない方（（例）では妻）が、子どもを自分の戸籍に入れたい場合、家庭裁

判所に「子の氏の変更許可」の申立てをし、その許可の後、区役所等へ「入籍届」を提出する必要があります。なお、届出の際に戸籍謄本が必要な場合があります。詳細は、届出先の区役所等へお問い合わせください。「子の氏の変更許可」の申立てについては、下記をご覧ください（離婚により婚姻中の氏を称した場合でも、子どもを自分の戸籍に入れたい場合は「子の氏の変更許可」の申立てが必要となることにご注意ください。）。

「子の氏の変更許可」の申立てについて

- ◎申立人
 - ・子どもが15歳未満の場合 →子どもの法定代理人（親権者（共同親権の場合は、原則として父及び母共同での申立てが必要））
 - ・子どもが15歳以上の場合 →子ども自身
- ◎申立先
 - 子どもの住所地の家庭裁判所
- ◎添付書類
 - ・子どもの戸籍謄本（全部事項証明書）
 - ・父・母の戸籍謄本（全部事項証明書）（父母の離婚の記載のあるもの）

※ 同じ書類は1通で足りません。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

- ◎その他
 - ・申立書を記載する必要があるほか、子どもひとりにつき収入印紙800円と郵便切手が必要になります（郵便切手の額については、申立先の家庭裁判所にお問い合わせください。）。
 - ・申立書については、**裁判所のウェブサイト**で入手することができます。

裁判所のウェブサイト

二次元バーコードを読み取り、「6. 申立書の書式及び記載例」から書式及び記載例をダウンロードしてご利用ください。

